

「福岡市民防災センターインストラクター業務委託契約」

提案競技実施要領

本要領は、「福岡市民防災センターインストラクター業務委託契約」に係る契約交渉の相手方を選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

提案者は、以下の事項を十分に踏まえたうえで提案を行うこと。

1 概要

(1) 名称

福岡市民防災センターインストラクター業務委託契約

(2) 内容

別紙「福岡市民防災センターインストラクター業務委託契約仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

34,437,000 円 (税込)

2 スケジュール

(1) 公募開始	令和7年12月1日(月)
(2) 事前説明会	令和7年12月12日(金)
(3) 質問書提出期限	令和7年12月16日(火)
(4) 質問書回答	令和7年12月22日(月)
(5) 参加申請書提出期限	令和8年1月9日(金)
(6) 提案書提出期限	令和8年1月16日(金)
(7) 参加決定通知	令和8年1月23日(金)
(8) 審査会(プレゼンテーション)	令和8年2月2日(月)【予定】
(9) 審査結果通知	令和8年2月4日(水)【予定】

3 提案競技の参加に必要な資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲載されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市内に本店又は支店・営業所を有する法人であること。
- (8) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 共同事業体による共同提案の場合は、構成員それぞれが(1)～(8)をすべて満たし、本提案競技への単独または他の提案者との共同提案を行っていないものであること。
なお、参加辞退期限後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認めないものとする。
- ※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 事前説明会

提案競技の参加希望者は、提案競技に関する事前説明会に必ず出席すること。

事前説明会に欠席した場合は、提案競技の参加はできない。

- (1) 日時
令和7年12月12日（金）10時30分から
- (2) 場所
福岡市民防災センター2階研修室（福岡市早良区百道浜一丁目3番3号）
- (3) 参加申請書の提出
- ① 提出期限
令和7年12月10日（水） 17時00分まで

② 提出方法

提案競技事前説明会参加申請書（様式 1）に記入の上、電子メールで提出
※送信後、提出した旨を下記問い合わせ先に電話連絡すること。

③ 提出先

「14 提出・問い合わせ先」参照

(4) その他

① 説明会参加者は、2 名までとする。

② 車両で来館する場合は、近隣の有料駐車場を利用すること。

5 提案競技に関する質問及び回答

(1) 質問書提出期間

募集開始日から令和 7 年 12 月 16 日（火） 17 時 00 分まで

(2) 提出方法

質問書（様式 2）に記入の上、電子メールで提出
※送信後、提出した旨を下記問い合わせ先に電話連絡すること。

(3) 提出先

「14 提出・問い合わせ先」参照

(4) 質問に対する回答

令和 7 年 12 月 22 日（月）を目途に、提案競技事前説明会参加者全員（担当者）に
電子メールにより送付する。

6 参加申請書の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 1 月 9 日（金） 17 時 00 分まで

(2) 提出方法

郵送（必着）または持参

① 「直接持ち込み」による場合の受付時間は、平日の 10 時～17 時とする。

② 「郵送」による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(3) 郵送・持参先

「14 提出・問い合わせ先」参照

(4) 提出書類

下記①～⑧すべての書類を各 1 部ずつ提出すること。（③～⑤については、提出日
前 3 か月以内に発行された原本を提出すること。）

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・
交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当
該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれて

いる者にあつては、③～⑧の提出を省略することができる。

- ① 提案競技参加申請書（様式 3-1）
- ② 会社概要説明書（事業概要が分かるパンフレットでも可）
- ③ 登記事項証明書
法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること。（履歴事項全部証明書でも可）
- ④ 市町村税を滞納していないことの証明書
- ⑤ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書
- ⑥ 提案競技参加申請にかかる誓約書（様式 3-3）
- ⑦ 役員名簿（様式 3-4）
 - ア 様式 3-4 に、代表者及び役員（⑥の委任状(様式 3-2)を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。
 - イ この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。
 - ウ 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）
- ⑧ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

7 参加辞退

参加を辞退する場合は、以下のとおり、参加辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限
令和 8 年 1 月 16 日（金） 17 時 00 分まで必着
- (2) 提出方法
郵送（必着）、持参、電子メールのいずれかによること。
※メールの場合は送信後、提出した旨を下記問い合わせ先に電話連絡すること。
- (3) 郵送・持参先
「14 提出・問い合わせ先」参照
- (4) 提出書類
参加辞退届（様式 4）

8 提案書の提出

- (1) 提出期限
令和 8 年 1 月 16 日（金） 17 時 00 分まで必着

(2) 提出方法

郵送（必着）または持参

- ① 「直接持ち込み」による場合の受付時間は、平日の 10 時～17 時とする。
- ② 「郵送」による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(3) 郵送・持参先

「14 提出・問い合わせ先」参照

(4) 提出書類

令和 7 年 12 月 12 日の説明会において配布する「提案書作成要領」を参照し、必要書類を提出すること。

(5) 留意点

- ① 提出期限までに提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとする。
- ② 提案書には参加者名又は業者名が分かるような記述や表現は入れないこと。
そのような記述等があった場合は提案書の訂正及び再提出を依頼し、応じない場合は参加を辞退したものとする。
- ③ 専門的知識を有さない者に理解できるよう配慮し、明確な提案書を作成すること。

9 提出物の取扱い

- (1) 提案書提出後の内容変更は不可とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しないものとする。
- (3) 提出された書類は、本提案競技以外には使用しないものとする。
- (4) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。

10 失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定委員又は事務局職員に対する不当な行為が認められた場合
- (3) 提案競技の進行に必要な手続きを行わない場合

11 審査

審査会で提案者がプレゼンテーションを実施した後、選定委員から質疑を行い、提案内容を審査する。

なお、審査会の詳細な日時等は、後日、提案者に通知する。

(1) 審査会

- ① 日程：令和 8 年 2 月 2 日（月）※予定
- ② 場所：福岡市早良区百道浜一丁目 3 番 3 号 福岡市民防災センター 2 階研修室
- ③ プレゼンテーション：プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度
※提出された提案書によるものとする。

- ④ 留意点：プレゼンテーションの出席者は、2名までとする。
- ⑤ その他：参加申請が多数の場合は、提案書による書類審査（1次審査）を行う場合がある。

提案競技審査会の参加対象とならなかった提案者には、令和8年1月23日（金）17時00分までに通知する。

（2）審査方法

① 審査

審査は、福岡市民防災センターインストラクター業務委託業者選定委員会が「福岡市民防災センターインストラクター業務委託契約提案競技 採点表」により採点を行い、採点結果を集計のうえ、最も得点の高い提案競技参加者を最優秀提案者として、委員会において契約の第1候補者に出す。

なお、最も得点の高い提案競技参加者が複数いた場合、優先度が上位の項目の評価点が高い順に契約の第1候補者として決定するものとし、その全てが同率であった場合は、下記のとおり順位を決定する。

ア 選定委員の多数決での得票数の多い者

イ 選定委員長が最優秀と判断した者

また、本提案競技の参加者が一者であった場合は、採点結果を集計のうえ、下記の項目を踏まえ、契約交渉の相手方として選出可否を判断する。

ア 合計点が満点の55%以上に達している場合は、契約交渉の相手方とする。

イ 選定委員の半数が満点の70%以上に達しており、かつ選定委員長が認めた場合は、契約交渉の相手方とする。

② 審査結果

すべての提案競技者へ令和8年2月4日（水）【予定】までに電子メールにより、審査結果を通知する。

12 契約

（1）契約について

審査結果通知後、最優秀提案者を契約の第1候補者として、契約条件などで合意に至り次第、福岡市民防災センターインストラクター業務委託契約を締結する。ただし、契約の第1候補者が辞退、その他の理由で契約に至らなかった場合には、提案者のうち評価点の合計が高い者から順に契約交渉の相手方とする。

（2）契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

次年度以降は、現年度の業務履行状況が優良であり、かつ本市の予算措置がなされた場合に限り、1年ごとに特命随意契約の相手方とすることができる。ただし、令和11年3月31日を限度とする。

13 その他の注意事項

- (1) 提案に係る費用は、提案者がすべて負担するものとする。
- (2) 市は必要に応じ、追加資料の提出を求める
- (3) 本提案競技は、契約の候補者を選出することを目的に実施するもので、必ずしも業者の提案通りの事業を実施するものではないことに留意すること。

14 提出・問い合わせ先

〒814-0001 福岡市早良区百道浜一丁目3番3号

福岡市消防局予防部防災センター

担当者：伊藤・大石

電話番号：092-847-5990

E-mail：bosai.119@city.fukuoka.lg.jp